

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会 売店等設置運営要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会、大会会場における売店の設置及び運営等について必要な事項を定めるものである。

2 施設等の使用許可

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会鹿角市実行委員会（以下「国スポ鹿角市実行委員会」という。）は、大会会場区域内に売店等を設置しようとするときは、各会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

3 設置場所及び設置期間

設置場所	設置期間	開設時間
鹿角トレーニングセンター アルパス正面駐車場	令和8年2月14日（土）～16日（月）	8：00～15：00

4 設置基準

- (1) 国スポ鹿角市実行委員会が設置するスーパーハウス、1コマ5.4m×2.4m程度を使用し、机・イス各2脚、対流型ストーブ1台を国スポ鹿角市実行委員会が貸し出す。
- (2) 対流型ストーブの燃料補給は国スポ鹿角市実行委員会が行う。
- (3) 出店者は、ブース内に必ず消火器（4型以上）を設置すること。

5 募集数及び出店料

- (1) 募集数 10
- (2) 出店料 20,000円

6 出店申請

出店希望者は売店等出店申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、令和8年1月28日（水）までに、国スポ鹿角市実行委員会へ提出するものとする。

なお、令和8年1月28日以前に募集数に達した場合は、申し込みを締め切るものとする。
また、同時に募集数を超えた場合は、国スポ鹿角市実行委員会の抽選において決定する。

7 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、次の事項により行うものとする。

- (1) 鹿角市及び小坂町に店舗等を有し、商工団体等に加盟し営業を継続しているもの。
- (2) その他、実行委員会が認めるもの。

8 出店許可

国スポ鹿角市実行委員会は申請内容を審査し、適切と認めたものについて売店出店許可書（様式第2号）を交付するものとし、出店の際は許可書をブースの見やすい位置に掲出すること。

9 出店場所

出店場所の配置については、国スポ鹿角市実行委員会において決定する。

10 販売品目

(1) 土産品等

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(2) 食品類

食品に関しては、食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、安全性が高く、衛生的に包装されたものとする。

(3) 飲食サービス

大会の趣旨にふさわしい物であり、且つ管轄保健所が許可するものに限る。

※ 販売品や広告（ポップ含む）等に国民スポーツ大会関係標章を使用する場合は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める「青の煌めきあおもり国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用取扱規程」ならびに、公益財団法人日本スポーツ協会が別途定める「国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」および「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」に基づき、必要な申請や処理を行うこと。

11 食品類の販売及び飲食サービスの提供

- (1) 食品を販売する売店の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、販売事業者が関係法令の範囲内において所轄の保健所から許可を得たもののみとする。
- (2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあたっては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可書の写しを国スポ鹿角市実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可書を掲示しなければならない。
- (3) 国スポ鹿角市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、概要書を所轄の保健所に提出するものとする。

12 調理従事者等の健康管理

調理従事者等（食品に直接接觸する作業に従事する者）は、概ね大会開催前1か月の間に検便検査を受けること（通常業務において検便検査を実施している場合でも、売店出店において再度検査が必要）。

なお、検査項目は下記のとおりとする。

- (1) 赤痢菌
- (2) サルモネラ属菌
- (3) 腸管出血性大腸菌（O157）

13 経費負担

- (1) スーパーハウス、机、イス、対流型ストーブ、発電機の設置・撤去は国スポ鹿角市実行委員会の負担とするが、売店に係る運営経費はすべて出店者の負担とする。
- (2) 調理従事者等の検便検査については、出店者の負担とする。

14 遵守事項

- 出店者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業または団体が有する権利を尊重すること。
 - (2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
 - (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
 - (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
 - (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
 - (6) 販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分すること。
 - (7) 出店の権利を第三者に譲渡、転貸し又は、売店等の管理運営を委託しないこと。
 - (8) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
 - (9) 出店者及び従業員は、名札等を着用して所属を明確にすること。
 - (10) 売店の設置、撤去、荷物搬入、搬出については、国スポ鹿角市実行委員会の指示に従うこと。
 - (11) 強風・降雪など天候には十分注意し、安全の確保を第一に考えること。また、危険な状況の発生が予想される場合、又は現に発生した場合は国スポ鹿角市実行委員会の指示に従うこと。
 - (12) 国スポ鹿角市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある管理運営を実施すること。
 - (13) 販売品や広告（ポップ含む）等に国民スポーツ大会関係標章を使用する場合は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める「青の煌めきあおもり国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等使用取扱規程」ならびに、公益財団法人日本スポーツ協会が別途定める「国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」および「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」に基づき、必要な申請や処理を行うこと。

15 許可の取り消し

国スポ鹿角市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不適当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。

16 事故等の処理

売店において事故等が発生したときには、売店責任者又は係員が直ちに国スポ鹿角市実行委員会に連絡するとともに、関係機関の指示に従い処理するものとする。

17 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

18 現状回復

出店者は、大会終了後速やかに売店の商品等を搬出し、現状に復して国スポ鹿角市実行委員会の検査を受けることとする。

19 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、国スポ鹿角市実行委員会は一切その責を負わない。

20 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については国スポ鹿角市実行委員会が別に定めるものとする。